労務に関する法改正情報

●最低賃金の改定

10月6日より左記のように変更されました。

684円	変更後
6 8 1 円	変更前

●厚生年金保険料率の変更

厚生年金保険料率・・・16.412%平成23年9月より左記のように変更されました。

8.206%	本人負担
8.206%	会社負担

●助成金窓口の変更

変更となりました。窓口が、平成23年10月1日から、各都道府県労働局に窓口が、平成23年10月1日から、各都道府県労働局に道府県センターで取り扱っていた左記の助成金の相談・申請雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで機構の各都

※対象となる助成金

- (1)中小企業人材確保推進事業助成金
- (2)中小企業基盤人材確保助成金
- (3)中小企業人材能力発揮奨励金
- (4)中小企業職業相談委託助成金
- (5)建設雇用改善推進助成金
- (6)建設教育訓練助成金
- (7)キャリア形成促進助成金

費用対効果は低いのが実状のようです。 これらの助成金は非常に要件が厳格で提出書類も多く

▶中小事業主緊急雇用安定助成金の要件緩和

見込まれます。
中安金は、これまでは『最近3ヵ月』の実績で判断してき 中安金は、これまでは『最近1ヵ月の生産量・売上高』
た生産量・売上高要件を、『最近1ヵ月の生産量・売上高』
中安金は、これまでは『最近3ヵ月』の実績で判断してき
中安金は、これまでは『最近3ヵ月』の実績で判断してき

●高齢者雇用安定法関連(重要!)

了しました。 の事業主に対する特例措置が、平成23年3月31日で終に就業規則で定めることができる中小企業(300人以下)『継続雇用制度の対象者の基準を、労使協定を締結せず

行政機関のリーフレットで注意喚起されています。 『とぶり、当該助成金が支給されない場合があります。』と然各種助成金制度を活用される場合、事業主都合の離職無に関わらず、事業主都合となりますのでご注意下さい。証明書の離職理由は、当該高年齢者の継続雇用の希望の有証明書の離職理由は、当該高年齢者の継続雇用の希望の有証明書の離職理由は、当該高年齢者の継続雇用制度の導入にあたって、対象となる高年齢者の継続雇用制度の導入にあたって、対象となる高年齢者の継続雇用制度の導入にあたって、対象となる高年齢者の



定年を理由に離職した場合・・・ の基準を労使協定で締結していないで当該高年齢者が要するに、継続雇用制度において対象となる高年齢者

②当該高年齢者が継続雇用を望んでいなかった場合①当該高年齢者が継続雇用を望んでいた場合

合』、即ち『解雇』扱いになるということです。 いずれの場合においても、離職票の離職理由は『**事業主都**

す。の作成義務のない事業所の多くは未対応だと推察されまの作成義務のない事業所の多くは未対応だと推察されまにとっては、かなり厳しい取り扱いだと思います。就業規則リーフレットでは、さらりと記述されていますが、事業所

URL http://www.6064.jp 社会保険労務士 赤井孝文